

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第50号

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則
新潟県中小企業高度化資金等助成規則（昭和43年新潟県規則第4号）の一部を次の表のように改正する。

別表第1 (第3条、第10条関係)				別表第1 (第3条、第10条関係)				別表第1 (第3条、第10条関係)				
番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象	番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象	番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象	
(略)	2 受託中小振興計画承認グループ事業を行いう受託中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第5条第1項に規定する中小受託事業者等	受託中小振興計画承認グループ事業を行いう受託中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第5条第1項に規定する中小受託事業者等	(略)	2 下請振興事業計画承認グループ事業を行いう下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第5条第1項に規定する特定下請組合等	下請振興事業計画承認グループ事業を行いう下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第5条第1項に規定する特定下請組合等	(略)	(略)	2 下請振興事業計画承認グループ事業を行いう下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第5条第1項に規定する特定下請組合等	下請振興事業計画承認グループ事業を行いう下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第5条第1項に規定する特定下請組合等	(略)	(略)	
(略)	2 受託中小振興計画承認グループ事業を行いう受託中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第5条第1項に規定する中小受託事業者等	受託中小振興計画承認グループ事業を行いう受託中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第5条第1項に規定する中小受託事業者等	(略)	(略)	下請振興事業計画承認グループ事業を行いう下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第5条第1項に規定する特定下請組合等	下請振興事業計画承認グループ事業を行いう下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第5条第1項に規定する特定下請組合等	(略)	(略)	下請振興事業計画承認グループ事業を行いう下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第5条第1項に規定する特定下請組合等	下請振興事業計画承認グループ事業を行いう下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第5条第1項に規定する特定下請組合等	(略)	(略)

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) (略)
- (2) 受託中小振興計画承認グループ事業 政令第3条第1項第1号口に掲げる事業のうち、省令第27条の基準に適合するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの
(2)の2～(14) (略)
- (1) (略)
- (2) 下請振興事業計画承認グループ事業 政令第3条第1項第1号口に掲げる事業のうち、省令第27条の基準に適合するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの
(2)の2～(14) (略)

別表第3（第3条関係）

別表第3（第3条関係）

番号	要件
(略)	
18 別表第1備考第2号、第3号から第7号まで又は第9号に掲げる事業のうち、受託中小企業振興法第7条第2項に規定する承認計画に基づき実施するものであつて当該事業に参加する事業者のうち70パーセント以上が承認計画に記載された中小企業者であるものに係る貸付け (略)	

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の新潟県中小企業高度化資金等助成規則の規定に基づき現に貸し付けていた貸付金については、なお従前の例による。

